

令和2年第2回大洗町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年7月16日（木曜日） 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第53号 大洗町長等の給料月額の特例に関する条例
議案第54号 大洗町観光情報交流センターの設置及び管理に関する条例
- 日程第 4 発議第 1号 大洗町議会の議員報酬月額の特例に関する条例
- 日程第 5 議案第55号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 常任委員会の閉会中の所管事務の調査

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 小沼正男君 | 2番 | 勝村勝一君 |
| 3番 | 櫻井重明君 | 4番 | 伊藤豊君 |
| 5番 | 石山淳君 | 6番 | 柴田佑美子君 |
| 7番 | 飯田英樹君 | 8番 | 今村和章君 |
| 9番 | 和田淳也君 | 10番 | 海老沢功泰君 |
| 11番 | 坂本純治君 | 12番 | 菊地昇悦君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------------|------|--------|------|
| 町長 | 小谷隆亮 | 副町長 | 斉藤久男 |
| 教育長 | 飯島郁郎 | 町長公室長 | 小沼敏夫 |
| まちづくり推進課長 | 渡邊澄人 | 総務課長 | 清宮和之 |
| 福祉課長 | 小林美弥 | 健康増進課長 | 佐藤邦夫 |
| 生活環境課長 | 磯崎宗久 | 都市建設課長 | 渡邊紀昭 |
| 農林水産課長 | 有田和義 | 商工観光課長 | 長谷川満 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 高柳成人 | 生涯学習課長 | 深作和利 |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|------|------|
| 事務局長 | 田山義明 | 議会書記 | 栗毛由光 |
|------|------|------|------|

○議長（小沼正男君） おはようございます。会議開催に当たり、申し上げます。

今臨時会は、新型コロナウイルス感染拡大防止および傍聴に来る方の健康を守る観点から、傍聴を自粛していただくこととしました。

また、議員、執行部一同、新型コロナウイルスの予防および拡大感染防止のため、マスク着用にて出席をいたします。

続きまして、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定して下さるようお願いいたします。

開議 午前10時00分

◎開会および開議の宣告

○議長（小沼正男君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和2年第2回大洗町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（小沼正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、11番 坂本純治君、12番 菊地昇悦君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（小沼正男君） この際、諸般の報告をいたします。

6月24日、7月8日、7月13日、全員協議会を開催いたしました。

7月8日、議会運営委員会を開催いたしました。

6月18日、24日、25日、7月8日、10日、13日、総務常任委員会を開催いたしました。

6月5日、12日、23日、議会広報編集委員会を開催いたしました。

監査委員から、令和2年5月分の現金出納検査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（小沼正男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第3、議案第53号 大洗町長等の給料月額の特例に関する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） おはようございます。

それでは、議案第53号 大洗町長等の給料月額の特例に関する条例につきまして、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の財源に資するため、町長、副町長および教育長の給料月額について、本年7月分および8月分の2カ月分を減額する措置をとるものでございます。

引下げ率につきましては、町長が30%、副町長および教育長が10%であります。

議案第53号につきましては、以上のとおりでありまして、お手元の議案書により、ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第53号 大洗町長等の給料月額の特例に関する条例について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第53号 大洗町長等の給料月額の特例に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、原案のとおり決しました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第54号 大洗町観光情報交流センターの設置及び管理に関する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 議案第54号 大洗町観光情報交流センターの設置及び管理に関する条例につきまして、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、新たに公の施設として大洗町駅に隣接する観光情報交流センターを設置することに伴い、地方自治法第244条の2の規定に基づき、本条例を制定するものであります。

主な制定の内容といたしましては、センターの管理方法およびセンター内に設置するチャレンジショップとその使用料等について必要な事項を規定するものであります。

以上が議案第54号の内容であります。お手元の議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） それでは、提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第54号 大洗町観光情報交流センターの設置及び管理に関する条例について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この条例案についてはですね、全員協議会で説明を受けました。その際に色々と議員から質問がありまして、例えばチャレンジする方が1年では投下した資本が回収できないんじゃないとか、そういう疑問の声もありましたね。そういう中で新たなその中心商店街の活性化につながるができるのかどうかという、そういう意見もありました。これについてはね12条で規則で定めるといふふうになってます。その際に規則はまだできていませんでしたが、この規則ができ上がっているのかどうか、また、当時の全協でのそういう質問に対して、どのようにその後検討されたのか伺います。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

こちら観光情報交流センターの条例につきまして、条例施行規則につきましては定めたところでございます。

また、チャレンジショップのですね出店に係る町内への活性化とかそういった部分でございますけれども、チャレンジショップの出店者、出店希望者についてはですね、やはり町内での起業を目指していただくということが前提でございますので、出店希望者、あるいは出店が決まった方につきましてはですね、町内での起業のほうを、趣旨をご理解いただいておりますので、出店希望者、あるいは出店が決まった方につきましては特に書面等では求めるものではございませんけれども、やはり趣旨をご理解いただいて、町内での起業について努めていただくということを強く理解をお願いしたいなというふうに思っています。

おります。

また、出店の期間につきましては、原則1年間ということで定めさせていただいておりますけれども、その後の出店希望者の状況とかによりましては、最大1年間の延長を認めるということを規則のほうで定めて、こちらですね1年間、最大で延長を認めるということで行っていきたいというふう
に思っております。

また、やはり低コストでご利用いただけるということで、初期投資等、多少かかるかなとは思いますが、そういった初期投資等につきましてはですね、やはり・・・そうですね、出店料について低コストで抑えているということでご理解いただいた上で申し込みをしていただくということをお願いをしているところでございます。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） わかりました。それで、規則そのものについてですね後で議会側に示していただきたいと思えます。

○商工観光課長（長谷川満君） 了解いたしました。

○12番（菊地昇悦君） 終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第54号 大洗町観光情報交流センターの設置及び管理に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第54号は、原案のとおり決しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第4、発議第1号 大洗町議会の議員報酬月額の特例に関する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。海老沢功泰君。

〔10番 海老沢功泰君 登壇〕

○10番（海老沢功泰君） それでは、発議第1号 大洗町議会議員の報酬月額の特例に関する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

コロナウイルス感染症により経済活動が停滞し、町税等の歳入減少が見込まれることから、今後、さらなる町民生活の不安解消や地域経済の活性化に必要な支援の財源一部に充てるため、令和2年7月から令和2年12月における議員報酬について、特例として支給すべき議員報酬月額からその100分

の10に相当する額を減額しようとするため、本条例を提出するものであります。

今回提出する条例案により、6カ月で約200万を減額、また、6月議会定例会にて申し入れたとおり研修交付金144万の減額、合わせて344万を捻出いたしました。今回提出されている補正予算においても新型コロナウイルス感染症対策の施策が盛り込まれているように、この財源を活用し、今後も町民ニーズに合った新型コロナウイルス対策を講じられるようお願いいたします。

発議第1号 大洗町議会の議員報酬月額の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は議会の議長、副議長、及び議員の議員報酬月額の特例を定めることにより、もって新型コロナウイルス感染症対策に資することを目的とする。

(議員報酬月額の特例)

第2条 令和2年7月から令和2年12月分の議長、副議長、及び議員の議員報酬月額は、大洗町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年大洗町条例第13号）第2条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の10に相当する減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定の基礎となる議員報酬月額は、同条に規定する額とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、交付の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和2年12月31日限り、その効力を失う。

令和2年7月16日提出

| | | | | |
|-----|---------|-----|---|----|
| 提出者 | 大洗町議会議員 | 海老沢 | 功 | 泰 |
| 賛成者 | 大洗町議会議員 | 小沼 | 正 | 男 |
| | | 勝村 | 勝 | 一 |
| | | 菊地 | 昇 | 悦 |
| | | 坂本 | 純 | 治 |
| | | 和田 | 淳 | 也 |
| | | 今村 | 和 | 章 |
| | | 飯田 | 英 | 樹 |
| | | 柴田 | 佑 | 美子 |
| | | 石山 | | 淳 |
| | | 伊藤 | | 豊 |
| | | 櫻井 | 重 | 明 |

以上でございます。

○議長（小沼正男君） それでは、提案理由の説明が終わりました。

これより、発議第1号 大洗町議会の議員報酬月額の特例に関する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号 大洗町議会の議員報酬月額の特例に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、原案のとおり決しました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第5、議案第55号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第55号につきまして、提案の理由をご説明いたします。

令和2年度一般会計補正予算第4号につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,495万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ105億8,535万3,000円とするものであります。

本補正予算案は、主に新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策を盛り込んだ国第2次補正予算で追加された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用いたしまして、町民の命と健康を守り、影響を受けております町内産業等を支援するため、スピード感をもって取り組むための予算について計上するものでございます。

6ページをお開きいただきます。

歳出の主な補正内容についてご説明を申し上げます。

議会費の議員報酬につきましては、先の議案でご提案をいただきました7月から6カ月間10%を減額した額203万5,000円を減額するものでございます。

議員研修交付金につきましては、第2回定例会におきまして、議会から町に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止に対応するというようなことで、これに関する申し入れをいただきまして、今回144万円を減額するものでございます。

総務費の一般管理費につきましても、先の議案でも説明いたしました町長・副町長の給料合わせて61万9,000円を減額するものでございます。

財産管理費につきましては、附属庁舎トイレの蛇口を非接触型の蛇口へ改修する経費44万円を追加計上するものでございます。

防災費につきましては、避難所における感染症予防資器材の整備事業といたしまして、指定避難

所計8カ所に非接触型の体温計や換気扇風機・避難者用パーテーションなどの感染症予防資器材を整備する費用といたしまして1,999万5,000円を追加計上するものでございます。

下段の企画開発総務費の大洗駅エレベーター設置支援補助金につきましては、大洗鹿島線大洗駅のバリアフリー化や駅利用者の受け入れ環境を整備するための鹿島臨海鉄道株式会社が実施する大洗駅構内エレベーター設置工事に対し支援を行うものでございます。

本件につきましては、乗降客1日3,000名以上等々というふうに規定されておりますが、ご案内のとおり高齢化社会、そしてまた、インバウンド等に力を入れている我が町におきまして、特殊性を認めていただいて、バリアフリー化についての取り組みができることになりました。しかしながら、鹿島臨鉄につきましては、ご案内のとおり、この沿線自治体において車両入れ替え等についての助成措置を講じているというような環境にありまして、なかなか鹿島臨鉄そのもので対応することが困難なために、これを肩代わりして町が支援をし、設置をしていこうというようなことで措置をするものでございます。

本年度は、エレベーターの設置工事に対しての設計費でありますけれども、来年度に決けて展開をしていこうということでありまして、来年度は本体をつくり上げていくというようなことになるわけではありますが、本体工事につきましても町の支援のなかでバリアフリー化というようなことを目指していこうということでご理解をいただきたいと思っております。本件について、設計費につきましては663万4,000円を追加計上するものであります。

7ページ上段の地域づくり総務費の公共交通事業者等支援補助金につきましては、コロナ禍の影響で経営環境が厳しい状況にある公共交通事業者等の事業継続を支援するものであります。フェリー事業者には200万円、鉄道事業者には100万円、路線バス事業者に30万円、タクシー事業者に1台当たり5万円を補助する経費として405万円を追加計上するものでございます。

民生費老人福祉費の介護サービス事業所感染症拡大防止等の支援補助金につきましては、全国の介護関連施設でコロナ感染症のクラスターが発生していることから、介護施設等のなかで感染拡大を防止するため、町内の介護サービス事業者の感染症拡大防止に係る経費を支援するものでございます。入所系の介護施設につきましては、定員30人未満の施設については100万円を上限に、定員31人から60名未満の施設につきましては150万円を上限に、定員60名以上の施設につきましては200万円を上限に、また、通所・訪問系介護施設につきましては80万円を上限に補助する経費として1,370万円を追加計上するものでございます。

続きまして、高齢者生活支援商品券発行事業補助金でございます。

高齢者世帯につきましても、感染症予防のため、マスクや消毒液等日用品の購入費用増加により家計に大きな影響を及ぼしていることから、町内在住者の住民税非課税高齢者1人につきまして5,000円の町内で使用できる商品券を支給する経費として需用費、役務費と合わせまして1,042万5,000円を追加計上するものでございます。

衛生費の予防費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止事業といたしまして、公共施設へのアルコール消毒液の設置や感染拡大防止啓発看板の設置、さらには、町有施設において感

染者が出た場合の消毒関係に係る費用につきまして、需用費、委託料合わせまして152万5,000円を追加計上するものでございます。

また、町内病院等感染症拡大防止支援補助金につきましても、町内の病院や診療所等においてコロナ感染症拡大を防ぐ必要があることから、感染拡大防止に係るサージカルマスクや医療用のガウンといった消耗品や、サーモグラフィー等の備品購入に係る経費の補助をすることによってございますが、病床を有している病院に最大200万円、それから、無床の診療所につきましては最大100万円を補助する経費として1,500万円の追加計上をするものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策基金費につきまして、先に説明させていただきました議員報酬等の減額分347万5,000円と町長、副町長の給料減額分61万9,000円、後ほど説明いたします大規模建築物等耐震化支援事業費補助金の一般財源の減額分1,782万1,000円、教育費事務局費の教育長給の減額分11万1,000円を合わせましてですね2,202万6,000円を新型コロナウイルス感染症対策基金に積み立てるものでございます。

8ページをお開きいただきます。

農林水産業費の農業振興費につきましては、建物調査および地質調査委託料といたしまして、松川地区の農村公園整備支援事業について実施する予定の松川地区耕作放棄地の埋め立て工事について、隣接家屋等の事前調査、地質調査を行う費用といたしまして324万5,000円を追加計上するものでございます。

日の出米で元気に！がんばれ大洗っ子支援事業委託料につきまして、小・中学校の臨時休校や飲食店の営業自粛の影響によりまして町内の特産品であります「日の出米」の売り上げが大きく落ち込んでいることから、お米を町で買い入れ、中学生から20歳までの育ち盛りの若者世代の家庭に配布することで、農業者への支援と家計の負担軽減を図る内容でございまして、日の出米の買い入れ等に係る委託料と発送に係る役務費を合わせまして495万7,000円を追加計上するものでございます。

水産振興費の宿泊施設誘客支援事業委託料につきましては、コロナ禍の影響で東京圏の飲食店の営業自粛や売り上げ低迷のあおりを受けまして、水産物の売り上げに大きく影響が出ていることでございます。特に落ち込みが激しいハマグリにつきましてはですね、町で買い入れ、9月から11月までに町内宿泊施設にお泊りいただいた方に対しまして毎月抽選で1,000名の方に、合計3,000名を対象に大洗町特産ハマグリ1.5kgをプレゼントすることによりまして漁業者への支援を行うとともに、低迷する宿泊施設への誘客促進につなげていきたいということで、ハマグリ買い上げ費用のほか、保管や発送に係る委託料といたしまして1,139万3,000円を追加計上するものでございます。

商工費の商工振興費につきましては、4月専決処分、6月定例会におきまして追加計上いたしました中小企業信用保証料の補助金につきまして、融資申し込みの想定をさらに上回ると見込まれるためですね210万円を追加計上するものでございます。

感染防止対策・販路拡大支援事業補助金につきましては、町内の各事業者が行う感染拡大防止に向けた衛生設備導入への取り組みやキャッシュレス決済の導入、ネット販売やテイクアウトなど販路拡大に向けた取り組みについて補助するものでございます。1事業者当たりの対象経費の10分の8

かつ10万円を上限に補助をするものでございまして、町内250事業者程度を対象として、その経費を見積って2,500万円を追加計上するものでございます。

土木費の住宅管理費の大規模建築物等耐震化支援事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主体による事業の実施ができなくなったため、事業費の7,128万4,000円を減額計上し、あわせまして財源となっております国庫支出金3,564万2,000円、県支出金の1,782万1,000円を減額するものでございます。

教育費の事務局費の教育長給につきましても、先に説明しておりますように11万1,000円の減額計上をするものでございます。

9ページにお進みいただきまして、需用費および備品購入費につきましては、小中学校感染症拡大防止事業といたしまして、消毒用アルコールや手洗いせっけん液、使い捨て手袋の購入に加えまして各小・中学校、幼稚園に換気扇風機を配置する経費といたしまして148万8,000円を追加計上するものでございます。

小中学生給食費補助金につきましては、6月補正予算において4月から8月までの給食・昼食支援に係る経費を予算化していただいたところですが、子育て世帯の家計への影響が大きいことから更なる支援を行うため、12月まで期間を延長いたしまして、給食費の補助する経費として2,170万4,000円を追加計上するものでございます。

修学旅行等感染防止対策支援事業補助金につきましては、小学校の遠足や中学校の修学旅行等の実施に当たりまして、感染防止策としてバスの台数増を図るため、3密を避ける対策に所要の経費が掛かるというようなことでございまして、保護者からの費用負担の増となることから、それらを補助する経費といたしまして340万9,000円を追加計上するものでございます。

社会教育総務費につきましては、中央公民館や博物館など社会教育施設のトイレの蛇口を非接触型の蛇口へ改修するというようなことで、その経費として303万6,000円を、また、中央公民館内の図書室への書籍除菌ボックスを配置する経費といたしまして31万7,000円を追加計上するものでございます。

4ページにお戻りいただきまして、以上、これらの歳出を賄う財源としまして国庫支出金1億289万7,000円、繰越金987万9,000円を追加し、県支出金で1,782万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9,495万5,000円を追加補正するものでございます。

以上が議案第55号の内容でありまして、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第55号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。ないですか。
11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 質問を2点ほどさせていただきたいと思います。

まず、総論的にですね、今、最終的に町長のほうから歳入と歳出というところで補正額が明示されました。国庫支出金、または県支出金はマイナスですけども、あと繰越金などで9,400万云々とい

う大きい金額ですけども、これひも解いてですねじっくり見させていただいて、今回は基本的には一般財源からほとんどのものが、とりあえずという形で出ているのでしょうか。この辺りですねキャッシュフローの問題もあるかと思うんですけども、いわゆる国庫支出金は第2次コロナ対策の緊急の形での国の素案を町のほうに内示があってそれを受けてこういう形で、臨時議会で決定するという流れだとは思いますが、とりあえず国のほうからまだそのいわゆる第2次補正がまだ来ていないのかどうか、その辺りがですね今回全部見てみますと、一般財源のほうから全部とりあえずなってる形なんですけど、この辺りの実際のお金の動きというのはどのようになっているのかを、まず一点お尋ねをして1回目を終わります。

そしてですね、あと、教育費のほうで、これは全員協議会のところでも私は意見を述べさせていただいたんですが、ここでは意見という形ではなく質疑という形ですから、扇風機の購入ということが今回載っておりました。最近、空気感染もされるということでは言われ始めているなかで、果たして扇風機を選定する際に、どこまで考えられて扇風機購入という形になったのか。逆にそれを攪拌されるということを前提に考えますと、やはり別な形のほうが私は子どもたちの教育環境を整備する上では必要ではないかなというふうに思っておりますので、その2点をまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 坂本議員からのご質問にお答えいたします。

今回の補助金関係のキャッシュフローの関係でご質問いただきました。それにつきましては、今回の今回の2次補正に係る補助金、国の臨時交付金につきましては、現在、私ども町のほうで交付申請に向けた手続を進めているところでございます。それで、実際にお金に来るのは、まだ時期は未定なんですけれども、今回のこの事業につきましては、基本的に国庫支出金を充当するというような形になってございまして、一旦は、ただ、実際にお金に来るのを待っていただけませんから、町のなかにあるキャッシュのほうで支払いまして、最終的に国のほうから来た臨時交付金を町の財源に充当するというような形になってございます。

○議長（小沼正男君） それでは、教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

全員協議会のほうでご質問いただいた内容でございますけども、国のほうのガイドラインにおきまして学校の換気につきましては、30分に1回程度行うようにということで示されているところでございます。エアコン、これからの時期もですね、現在、学校のほうではエアコンを回しながら窓を開けて換気をしている状況でございますが、これからですね暑い日であったりとかですね、または雨風が強い日、そういった時には窓を閉めていくような状況があるかと思っております。そういった時にですね扇風機を活用しましてですね、教室内の空気の滞留を防ぐと、そういったような目的もございまして。そういった形でですね目的で扇風機のほうを購入したところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。2回目です。財政関係につきましては、確認事

項ですので、それは別に問題ありません。ただ、冒頭にやはりその辺りをですねキャッシュフローというよりは、実際に我々が議決する案件のなかで国庫支出金とかここに数字が出て、実際の流れは全部一般会計からとりあえず出ているという形になっておりますので、果たしてこれの書き方が適切なかどうかというのは、それは監査の問題がありますけども、そこを確認をさせていただいた次第であります。

それとですね、今、教育関係の扇風機の話は、確かにガイドラインが云々というのはわかります。しかし、今回、対コロナに対するですね研究結果がどんどんどんどん変わってきております。現実的なものは、当初は空気感染はなかったというのが言われておりましたけども、最近はやはりいろんなエビデンスを見てますと、空気感染がやはり可能性は高くなってきていると。そういうなかにおいて扇風機というのは果たしてどうなんだろうと。企画をした段階のコロナ対策と、今の現状というのは、やはり時系列的に大分変わってきていると。これをずっとじゃあそのまま、当初わからなかったコロナ細菌に対する対策が少しずつ変わりつつある、こういうところが、じゃあそのタイムラグがあった場合に、その変化があった時に、じゃあどう対応するんだという形になると思うんですね。やってみましたら、やはり空気感染があって、クラスターになってしまいましたと。これ、今、ありませんから別に問題ないとは思いますが、ただ、いつ何時どういうふうになるかわかりません。この辺りを私はもう少しですね慎重に考えられたほうがいいんじゃないかと、そういう意見がなかったのかどうかを再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） それでは、教育長 飯島郁郎君。

○教育長（飯島郁郎君） 坂本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

ご指摘のように二十日ぐらい前からですかね、空気感染も否定できないという研究結果が報告されたことは私どもも承知しております。扇風機か空気清浄機かというところでございますけども、幼稚園のほうは空気清浄機を2台入れさせていただいて、扇風機も幼稚園のほうにも2台ほど設置をしました。空気清浄機を入れるか扇風機を入れるかということで学校現場とも相談をしたところですけども、大洗町の教室、学校の形状が、ほかの市町村の教室から比べますと一教室の平米でいいますと今、約70平米前後、一教室、いわゆる洋館型というくぐりのついた教室で廊下があると。大洗町の教室の場合には、廊下と一体型の設置をしておりますと、一教室分にしますと130から160平米ぐらいと。一教室に入っている児童・生徒の人数が多いところの市町村ですと40名ぎりぎり入っているぐらい。大洗町でも40名近く入っている教室が1校ありますけども、平均しますと30数名の在籍で行っております。そういう教室の形状からみて、3密を避けるという視点から見ると、大洗の教室は非常にそれに適したといたしますか、分散させるにしても、密を解除するにしても適しているということで、その逆に広い形状の廊下も通風型になっておりますので、そこで空気清浄機をかけた場合に、いってみれば教室と廊下一体型でずっと吹き抜けになっておりますので、そこでの空気清浄機の効果と扇風機で両方向から通風を行うということで、実際に空気清浄機のほうは試しはしませんでしたけども、扇風機のほうは学校に設置をして、音とか、それから風の流れとか、子どもたちの学習に影響するような弊害があるとか、いろいろな視点で検証しまして、最終的にはそうい

う在籍の人数、それから教室の形状、そのなかで扇風機のほうが適しているのではないかとということで決定をした経緯がございます。その考える途中で空気感染もあるということで情報は得ましたけども、一応本日ご提案させていただいた予算のなかでは扇風機を購入して、そういう教室の利点も生かして換気を行っていけば対応できるかという判断をした次第でございます。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。多分その時系列的な動きから考えましても、本当にここ最近ですよ、変わってきているのは。ですから、その変わってきたということ、もっと詳しくなってきたということですから、その辺りはですね、やはりその運用に対しては、もう少し慎重にされてもいいのかなという感じを受けて今答弁を聞いておりました。実際には、多分これから終息に向かっていくんだろうといわれていた矢先に、やはり東京云々ということがありますが、やはり近隣で、水戸でもそうですが、近くの方がやはりコロナにかかっている方がいらっしました。東前ですけども。そういうその距離感がどんどん狭まってきている。そういうなかにおいて、やはりその研究結果がそこに反映されないということ、そういう議論がされた時には、時系列的にやはり前の話であったということは、今回このコロナ対策につきましても、もっと臨機応変にやっていかなければいけないだろうという感じを受けまして今の質問をした次第です。とりあえずこれは答弁は求めませんが、今後のですね運用につきましても、非常に慎重にですね行っていければなというふうに思って質問は終わります。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 全体的なことではちょっとお尋ねしますけども、先般の全協のなかで議案書の中に載ってました。そこから外すということでありましたけども、地域活性化団体支援金事業ということで、課長の答弁ではね、そのなかにそぐわないということがありましたけども、非常にその答弁のなかに大変大洗に寄与している団体が数社あったと思います。非常に今疲弊しています。今、坂本議員から出ましたけども、東京都が非常に感染状態が増えてます。日本全体で今までにない感染者が出たということで、あげれば新鮮組並びにテニスコート、大洗テニスコートあたりは非常に寄与している関係もありますので、なぜ突然外したのかということを知りたいんです。電話掛かってきて、外しましたと。ちょっと納得、僕いけないんで、すいません、再度、課長、説明をお願いしたいんですが、宜しく願いいたします。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 勝村議員のご質問についてお答え申し上げます。

先般の全員協議会の際に、こちらの事業のご説明を申し上げた際に、様々な議員さんの方からですね一体どこまでこの事業を対象とするのか、あるいは、ここの事業について、ほかの対象になるのに、なぜこれらの事業者だけ対象とするのかというようなご質問をいただいたところでございました。そういった観点から、私ども執行部のほうで再度協議をいたしまして、1点目は、やはりどこまでの事業者、先般、例として示させていただいた5業者以外にも、やはりその地域のために活性化

のために頑張っている団体さんは色々いらっしゃいます。また、実際にその事業のなかを見ておきますと、持続化給付金ですとか、それぞれの支援金などはですね、一般の事業者と同じような形で各事業者さんにもいっていらっしゃるというようなところの公平性を考えると、ちょっと一旦見直したほうがいいのかなどという形で今回は取り下げさせていただきました。

ただ、そういった地域活性化に資している団体さんのほうはですね、活躍については、我々も重々承知をしておりますので、今後どのような支援ができていくかということについては検討課題とさせていただきます。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 誠に申し訳ありませんけども、再度検討していただいて、先ほど、夕日の郷松川ちょっと漏れましたけども、そのほかに団体結構あると思いますので、もっと網羅していただいてね、項目上げていただきたいなと思ってますし、この状態だと、もしかすると県外へ出るなという、もう自粛以上の今度自衛、自衛から防衛ということになると思いますので、その点も十分考えていただいて、やっとなんか解除していただいて、うちの会社挙げて申し訳ありませんが、新鮮組はやっと動き出しました。動き出しましたけども、非常に疲弊してます。先月は数100万円マイナスです。持続化給付金もらっても全然足りません。従業員は今10名程度おります、うちは。非常に地域として頑張ってますので、できればね、うちの状況ちょっと言って申し訳ないんですが、お願いしたいなと思って、すいません、公的な場なんですけども、何で外したのかなと思ってね納得できなかったもんですから、議案のなかにちょっと外されましたので質問させていただきましたけども、再度ご検討いただいて、地域活性化団体支援事業、再度取り上げていただきたいなと思いますけども、何かあれば答弁をお願いして、お願いということで宜しくお願いいたします。終わります。

○議長（小沼正男君） それでは、町長 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） 今、勝村議員から色々窮状を訴えられておりますけれども、適切にですね町のほうはやっぱり助長措置を講じていこうという考え方であります。新鮮組とか、あるいはテニスコートの運営についてというようなところについては、別途やはり町も支援してきているというような組織でありますのでですね、まずそういうところは次のところにも回して、先にやっぱり支援をしていかなきゃならないとこを優先的にやっていこうというようなことで取り組んできているところがあります。

新鮮組はご案内のとおり緊急雇用を含めて、この地方の創生の事業として取り組んできた組織でありまして、それなりに支援の補助金とかですね、そういうようなことも展開してきている組織でもありますので、そういうところを踏まえて、最終的にこれはやっぱり町のほうが助長措置を講じながら、この創生の事業として取り組んだ事業でもありますから、そういう窮状にどうしてもなってますね、おっついていけないというようなことになれば、今、働いている方々の問題もありますから、そういうところは適切に対応していくことも考えてやんなくちゃなんないなというふうに思ってます。

ただ、もう少しこの年、頑張ってください、厳しいところを乗り越えていただくというようなことも大事なんだろうというふうに思っておりますから、そういうところを踏まえてですね、よく環境を見ながら対応していきたいと思っております。

テニスコートのほうも、どうしてもおっつかない場合にはですね、ある程度、町のほうが助長策を講じながら、あそこを適切な運営をしていただいているというようなことをご理解いただきたいというふうに思います。

そんなところでですね、故意に外しているということではありませんので、どうぞご理解いただきましてですね、適切に町のほうも対応していくということで、更に皆さん方頑張ってくださいというふうに思っております。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 2つの点について伺います。

まずですね、これも全員協議会で説明されましたが、今度の地方創生交付金は総額で、限度額ですけれども1億8,600万を超える額が町には交付されるというふうに伺っております。これは県の資料などでもそういうふうに示されていますね。今回のこの補正予算の提案では1億3,853万9,000円が交付ということで計上されている。これを見ますとですね、新しい生活様式、あるいは家賃を含む継続事業への対応分という数字を見てもね、どちらにも当てはまるぐらいの額なんですけれども、これはどういう仕組みでこういうふうになっているのかということがまず一点ですね。

もう一つは、あわせてですね、その差額、今回のこの町で補正予算に挙げた事業ね、コロナ対策に係る事業の総事業費は幾らになるのか。あわせてですね、残額は発生します。全協ではね4,600万を超える残高、これが説明されました。これについては9月定例会に予定しているG I G Aスクールの構想事業に充当したいと、こういうことを予定しているというふうに説明をされましたが、このこういうG I G Aスクールに予定している、これは変わりはないのかどうかということをお伺いします。

もう一点はですね、商工費の感染予防販路拡大支援事業として2,500万円計上されている。これについては全協の際にも商工会の会員対象というような説明もありましたが、この見直しが行われたのかどうかをまず伺います。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 菊地議員からいただきましたご質問にお答えいたします。

今般の事業のなかで新型コロナウイルス関係の事業といたしましては、1億3,800万というような形でございます。これは臨時交付金の額と同額というような形でございます。

それで、その臨時交付金の充当予定額であった1億8,657万7,000円との差額4,803万8,000円につきましては、こちらは前回の全員協議会で申し上げましたとおり、9月補正で必要が想定される事業について充当していくというふうに考えてございます。

具体的に申し上げますと、今わかっている時点でG I G Aスクールの関係の事業で、こちら、小・中学生に一人一人タブレット端末を配布する事業なんですけれども、こちらのほうが一応国の補助

金がつくんですけれども、それではどうてい足りないというようなところがございますので、そちらの財源に充当していくことを考えてございます。

また、そのほかですね、その9月補正にかけて必要となる事業がございましたら、もしかしたらちょっとこの財源4,800万では全てG I G Aスクールにってしまう可能性もあるんですけれども、そういったところはなるべく額のほうを抑えるなど、そういった工夫をして、ほかの必要な事業なんかも充当するということを検討していきたいというように考えてございます。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 今回のコロナ関連の合計額は1億3,853万9,000円ですね。

○議長（小沼正男君） 説明は以上。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） はい。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） もう一度伺いますが、交付額が1億3,853万9,000円。これと、国から入ったのと、今度歳出で計上されたのは、同額だということですか。同額でよろしいんですか。で、説明されたのと全く、全員協議会で私たち、あ、こういうことをやるんだなということで、まあ今度予算がどういうふうになるのかっていうことで期待してたんですけども、ちょっと違うんですね。この辺はどういうふうに理解していいのかということですか。

もう一点はですね、このG I G Aスクールに、この余った分を使いたいというふうな考えを持ってるようなんですけども、これは妥当な考えなのかどうかということを私は思って、得ません。で、もともとG I G Aスクールっていうのは、2018年に5カ年計画でI C Tという構想で進められているんですね。今回、このコロナで急ぎよそれを早めるということになったわけなんですけども、もともとこのG I G Aスクール構想については、国の補助金と交付税措置される。で、もともとは町の一般財源からまあ当然出すという、そういう仕組みになってるんですね。ですから、一般財源から出るっていうのは理解できますが、コロナ対策としてあえてこの町に交付される額をね、なぜG I G Aスクール構想に使わなきゃいけないのかというふうに思わざるを得ない。ですから、例えば今度の第2次補正に関わって、各課に予算計上したいことがあるのかっていうことをアンケートというか、そういうのをやったそうですよね。ところが、それが仕分け作業でまちづくりのほうでいろんなのが削られて、1億3,000万円になったということなんですけども、本来ならば1億8,000万ぐらいまでのこの計上をしていかなきゃいけない。なぜならば、コロナ対策についての地方臨時交付金については、スピーディーに予算を組むようにと、しかもきめ細やかに、こういうふうになっているんですよね。で、1億8,000万が来るのに、わざわざそういうのが計上しないで、もう中途半端、4,000万残っちゃうよというようなあり方は、一体それでいいのかというふうに思うんですよ。ほかの市町村見るとね、もう国の交付金だけでは足なくて、財政調整基金を崩しながらこの感染対策に取り組んでいるというのは幾らでもあるんですよ。そういうことを考えるとね、大洗町のやり方がどうなのかっていうことを改めて伺います。

それからもう一つ、商工会の話、答弁ありました。ありませんでしたね。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 菊地議員から再度ご質問をいただきました。

今回の事業費につきましては、先ほど申し上げましたとおり1億3,853万9,000円というところまでございまして、こちら菊地議員おっしゃるとおりですね、実際に今回は各課にその事業費のほうをあげていただくようお願いをして、その中で必要な経費のほうをですね各課と議論をしながら、この1億3,853万9,000円、とりあえず本当に今すぐに必要な金額のほうを計上させていただいたというところがございます。

それで、その差額である4,803万8,000円につきましては、実際、このG I G Aスクールになぜこのコロナ対策のものが使えるかというところでは、やはり学校において、まあその接触型、接触を避けるというところで、そういったタブレット端末がすべての生徒に行き渡るようにすることが必要であるというような観点から、国のほうで、この今回の臨時交付金のほうを事業費を充当して差し支えないというような見解が示されたところではございまして。そういったところからですね、ちょっと国の補助ですとか、これまでの交付税ではなかなかすべての子どもたちに満足にタブレットを配布できないというような状況がございましたので、これらの財源のほうを充当をしていきたいというように考えたところがございます。

そして、もちろん当然、9月補正向けにはですね、それ以外の必要な事業につきましても、今般の臨時交付金ですとか、あるいは、現在まだ繰越金が幾分まだ残っているのがございますので、財源のその許す範囲内ですとね事業化のほうは検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

感染症対策及び販路拡大に対する補助事業の対象事業者というご質問でございますけれども、先般の全員協議会の際に商工会加盟を前提とする、想定するというご回答をさせていただいたところではございますけれども、やはり見直しのほうを図りまして、加盟店以外でもですね、たくさんの事業所さんは存在するということとですね、感染対策はですね、やはり多くのお店さん、事業者さんに行っていただきたいということで、町内に店舗、事業所等をですね有する事業者さんにつきましては、対象とさせていただきたいというふうに見直しのほうを図らさせていただいたところではございます。説明は以上でございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） お金のやりとりはね、あなたの説明ではわかるんですよ。わかるんですけども、それでいいのかっていうことなんです。臨時交付金をG I G Aスクールの事業に充ててもいいって、国が確かに言ってる。それは急に今始まったもので、この計画そのものは、冒頭言いましたように国の補助金があって、そして残りを地方交付税で措置する。それで足らない分は町の一般財源で充てるという、もうそういう仕組みが出来上がってるわけですよ。ですから、この、そうであればね、これから一般財源、あるいはお金がないっていうなら財政調整基金とかそういうものを使いながら、そっちのほう、基本的には、このG I G Aスクール構想は国が責任持って進めなきゃ

いけない話であって、あえてこのコロナ対策として交付されたものを使う必要はないと、使うべきではないというふうには私は思うんですよね。この辺は十分に検討、今の答弁ここで変えるっていうことはできないでしょうから、検討課題としてお願いしたいと思います。

もう一つ、商工会のほうはね、それで商工会に加盟しない方でも対象だというふうに、これは了解しましたが、例えばこの中身見るとね、テイクアウト、デリバリー、これに係る広告費、これの10分の8が対象だと。で、上限が10万というふうになってますが、このほかの市町村を見ると、そんな仕組みじゃないですね。テイクアウトしたところには、もう10万円を最初からね、まあ応援っていう形で支給してる。広告費が1万円しかかからなかったら、その10分の8しか援助できないという。テイクアウトやってる業者の方ってのは、確か自分の商売を売上げしたいという思いと、もう一つは感染拡大を防ぎたいという、そういうことを考えてやってるわけですよね。ですから、そういう貢献に対しては、きちんと条件をつけずにね10万円を支援するというようなあり方も考えていかなきゃならないんじゃないかというふうに思います。最寄りの周辺の市町村の取り組みもね是非参考にしてもらいたい。例えばお花屋さん、水戸市では、お花さんに限定、お花さんに対して10万円というような支援金を出すんですよね。これは入学とか卒業式とかそういう時点で相当な落ち込みがあって、売れなくなって大変だというような、そういう窮状があるんですよね。ですから、そういうところにもしっかりと目を向けると。

きめ細やかな、こうまちづくりの課長に伺いますが、きめ細やかなというところが今度の交付金の一つの眼目になってるんですよね。ですから、町内の業者の窮状をどれだけつかみ取って、そこに支援を行っていくのかと。コロナは第2波、第3波というふうに言われてます。ですから、これまで頑張ったことと同時に、これからも頑張ってもらいたいという町の思いを伝える、こういうことがこの支援金の中には含まれるんですよ。ですから余りね細かい条件などつけないでね、そういうことも、そういう考え方でねやっていくべきではないかと。9月の補正がありますので、まだまだ交付金が出るわけですから、そういうことを踏まえて改めて、まだまだ来ますよね、1億8,000万ですから。ですから、そういうことも含めてね検討していただきたいというふうに思いますが、もう一度何かありましたら伺います。

○議長（小沼正男君） 町長 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） 菊地議員からいろいろとその財源の使い方の問題等々について、今ご意見をいただいております。

今回の臨時交付金の財源を少し残してこれからの対応という、GIGAスクールに充てようというようなことなんですけれども、こういう取り組みをしなきゃならない環境もこのコロナにおいて生まれてきているというようなことでして、臨時交付金の使い方として不適切であるというようなことにはならないだろうというふうに思ってます。ご案内のとおり水戸あたりも、今回の補正予算ではですね、それぞれタブレットみんな持って展開できるようにしていこうというような予算措置が講じられたというようなことも言われておるようにですね、できるだけそういう環境を早くやっばり構築してやるっていうことが大事なんだろうというふうに思ってます。ですから、そのための財

源として今回留保してあるというようなことで、ご理解いただきたいというふうに思っております。

要は、今後のやっぱり財政運営、先ほど坂本議員からもお話いただきましたように、このコロナ感染問題等々、この今の環境を踏まえてですね、非常に財政は窮屈になってくんだらうと、これから長期化することによって窮屈になってくんだらうというようなこと。そういうことを踏まえて、この財政運営っていうのは考えていかなきゃなんないだらうというふうに思ってます。ですから、ここでこの財調をもっと財源にして使って、どんどん今の窮状を救うために展開するという考え方も、それはこの環境からするとそういうようなこともあるんですけども、しかし、今日的、今の現状だけで対応してしまって、後々にですねいろいろと財政の窮状を訴えていかなきゃならないような環境になってもしょうがないというようなことで、やっぱり長期的な展望も踏まえながら財政運営っていうのはやってかなきゃなんないだらうというふうに考えております。

ですから、私どもの町から言えば、この臨時交付金のあり方についても、もう少し地域の実情っていうのはですね国もしっかり把握した上で、この臨時交付金を交付するというような環境になることが望ましいんじゃないかっていうそんな意見を持ってるんですけども、なかなかやっぱりそういうところまでいかない。体系的に人口とか財政力とかそういうところに形にはめられて交付されるというようなことですから、その地域がどういう産業構造になって、どういう影響を受けてるのかっていうところまでなかなか把握されてないっていうのが現状だというふうに思ってます。ですから、そういう全国の観光地所在町村あたりからすれば、山の中の観光地が果たして本当にそういうふうに使われるようなその交付金になってるかどうかっていうようなことの見解なども述べているようにですね、そういう交付金もきめ細かにといいながらも、きめ細かになってないところもあるんじゃないかというふうに思っております。

そういう中において、今回も1億8,000万ぐらいの交付金をいただけるというようなことになりましたけれども、まだまだしかし大洗の現状からすれば、そういう交付金では足りないんじゃないかというふうに私どもは思ってるところで、しかしながら、交付されたものは最大限に地域の中に生かしていこうというようなことで措置をさせていただいてるところであります。こういう環境は長く続いていくというようなことであれば、この2次補正の段階だけで大盤振る舞いの的な予算じゃなくて、やっぱりこれからの環境も踏まえながらやっぱり財政運営っていうのは展開することが大事だらうということで、今後やはりこの年度ですよ、最終段階でどういう需要が発生して、それに対応できる財源をどういうふうに留保、確保しておいたらいいかっていうようなことも頭に置きながら展開してきてるというようなことをご理解いただきたいというふうに思ってます。

ですから、今後この環境で、更に9月の段階で何をやんなくちゃなんないかっていうようなこと、まあこういうことも先にちょっと全協の中でもお話しさせていただきましたけれども、そういうような対応もですね考えていかなきゃなんないだらうというふうに思っております。ただ、国のほうも2次のこの交付金だけで終わるのか、あるいはまた3次補正が行われるのか、そういうようなことも踏まえながら展開していくことが大事だと思っておりますが、我が町におきましては、やっぱり留保していくのは税が今後どういうふうになんのか、そして交付税がどういうふう最終的な決定

になってくのか、そういうようなことなども踏まえながら、そして年度間の財政運営に支障を来すようなことにならないように財源をある程度留保できて、今後の需要に対応できるのか、そういうようなこともしっかり踏まえて運営に当たってるということをご理解いただきたいと思います。

ですから、今後やはり地域の中のいろいろな産業の構成の中で苦しい立場に置かれてるような実情があれば、そういうところも適切につかみながらですよ、まあ今後のその支援策についても考えていかなきゃならないというふうに思っております。そういうことを十分ご理解いただいでですね、町も精一杯この努力して、このコロナに影響を受けてるそれぞれの業態についてですね、できるだけ支援策を講じながら、元気な歩みにつながっていくようにというような努力をしてることをご理解いただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 菊地議員の再度のご質問にお答えしたいと思います。

今回の支援事業につきましては、まずほぼ、基本的にはですね多くの業態、業種の方を支援するという目的で行っているところございまして、特定の業種に対しての支援ではないということとですね、あとは衛生設備の導入、それから販路拡大等の取り組みに対して今後行うところを対象にさせていただくというところで、一律での例えば10万円とかの給付ということではなくてですね、やはり設備対策、それから販路拡大を行ったところに対して支援していくというような考えでございます。

また、例えばデリバリー、導入に伴う広告費が例えば1万円とかであったという場合でもですね、そのほかの衛生設備の導入とか、あとはキャッシュレス端末の導入とか、そういった支援をしてればですね、上限10万円までは補助のほうさせていただくということになっておりますので、あくまでも対策を行った事業所に対しての支援ということをご理解いただければというふうに思います。以上です。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 私は、地域づくり総務費の公共交通事業者等支援補助金について質問を行いたと思いますが、6月の定例会の時に補正予算が出た時は、旅館・ホテルに対して最低が30万円というものがありましたが、あれは県の補助金で飲食店や何かに自粛要請があった協力金を得られなかったという理由でそちらに、旅館とホテルに出したいという町の思いが伝わってきて納得はあったんですが、その時の県の協力金も最大が30万円でした。それで、旅館業を営む方たちにも最低30万円と。その30万円を、まあそこは金額的にも納得いきましたが、今回のこの交通事業者に対する補助の算定根拠というものをお聞きしたいと思います。

その旅館に対して30万円と、このタクシー1台当たり5万円っていう、さらに言えば、その時はですね一番大規模のホテルに対しては100万円でしたっけ、ちょっと、200万円でしたっけ、200万円出したと思うんですけど、これとフェリー事業者に対しての200万円っていうのは、この同規模というものの算定根拠を示していただきたいと思います。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 伊藤議員からのご質問にお答えいたします。

公共交通事業のですね補助についてご質問いただきました。こちらにつきましては、主に町の交通事業者の、実際どの程度こう前年よりもマイナスになっているかですとか、あと、実際にどの程度ですね、その感染予防対策にお金をかけているかというところをつぶさにヒアリングしまして、その事業費を出したところでございます。

例えば、商船、具体的に申し上げますとフェリー事業者、商船三井などにつきましては、おおむね対前年比でマイナス60%ぐらいの減収というようなところになってございまして、極めて大きな損失額が出ているというようなところでもございました。月当たり1億6,000万円でしたか、減収額ですとかというところがございました。また一方で、例えば新たに感染予防として年間1,200万程度かけるというようなところもございまして、そういったところからですね、例えば商船三井については、じゃあその感染予防でかかっている1,200万円の6分の1程度、実際、この6分の1というのは、今、大洗鹿島線などに対して、これ毎年やっている車両の更新補助についての市町村の負担分が大体6分の1というふうになってございまして、それでその程度は補助をしてあげようというような形で、大体200万円程度かなと。それで、前回の伊藤議員おっしゃったようにですね、ホテルの補助も最大200万円でしたので、このあたりがその上限として妥当かというところで、商船三井についてはその200万円というような形で補助をさせていただきました。

そのほか、例えば鹿島臨鉄につきましては、ここはちょっと減収分に、実際はこちらは感染補助以上に減収分が大きいというようなところでもございまして、例えば5月だけで減収分として3,000万、昨年度比で3,000万ほど出ているというようなところでもございまして、そちらについて、やはり6分の1、先ほど申し上げましたとおり補助率として6分の1を減としてございまして、さらには、大体その大洗駅につきましては、鹿島臨鉄のその事業者の全体の5分の1程度の乗降者数がございます。そういったところで、3,000万円の6分の1、更にその5分の1というところで100万円程度の補助が妥当ではないかというようなところでも出したところでございます。

同じように、そのバスの事業者の30万円につきましても、そういった形での減収分や乗車率、補助率などを掛けまして30万程度というような形で出してございました。

それで、タクシー事業者につきましても、そういった減収ですとか、あと、タクシー事業者については、やはり非常に人件費がかさんでいるというようなところもございましたので、おおむね1台当たり5万円というようなところで補助させていただこうというような形で決めたところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） およそ納得いく説明であったと思うんですが、大体とかという言葉は適切じゃないのかなと。6分の1ということはわかりました。

でもですね、出すことに対して文句を言いたいわけじゃなくて、その公平性ですね、公平性として、その旅館に対しては30万でしたと。まあ課が違うのでまた違う、課が違ったと思うんですけど、

違うので、そのでも支援する、コロナ対策に対しての支援ということでは公平性を担保しなきゃいけないなというところで、ただ旅館に対しての30万円と、タクシー事業者に対しての5万円っていうのは、私は公平性が保たれてはいないなと思うんです。そこまでこれ以上言ってもあれなんですけど、その公平性を、今回その6分の1ってやって、今回の、先週じゃなくて今週でしたっけ、全協の時に出していただいたような、その地域に資するNPOだったり任意の団体にだったりという、それは取り下げていただきましたけど、その30万円という根拠も曖昧だったので取り下げたのかなと思っております。まあ私の質問は以上になります。

○議長（小沼正男君） ほかに。9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） まあコロナ感染対策補正ということで、私、金額とか項目には何もないんですが、ちょっと全協の時にも申し上げましたけれども、町民は駐車場を開くことに対してものすごく抵抗がある。で、その辺の対策はどうなっておるのかなと。これまあ東京あたりではね、連日200人とかって、もう1,000人突破してるような感染者出てる。この方々が大洗に来て感染が始まった場合に、どういう対策をするのか。また、実はね、ご承知のとおり、私、宿泊業、それから飲食業やっております、飲食業のほうにも6月1日のね解除になってから営業開始、再開しましてね。その時に、熱があつて入店をお断りしたというお客さんが2組ほどあります。そういう事実、これコロナとは言いませんよ。これがコロナではないんだろうけれども、熱がね1人は7度8分、もう一つは8度5分ぐらいあつた。で、この皆様が大洗を歩いているわけです。悪い言葉で言えば、うろついているんです。これに対する対策。また今後、東京あたりからもどっと人が押し寄せてくる、駐車場開放したことによってね。これに対する対策というものをどういうふうにご考えておられるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 町長 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） 駐車場を開設するというような展開でですね、それなりの対応策を講じてきておりますけれども、十分にコロナの感染が広がっている中の対応にはなりかねないようなところもあるだろうというふうに思っています。ですから、昨日あたりの状況を見てですね、東京圏、言うならば出入りをできるだけ自粛してほしいというようなところに至ってきてるというようなことでありますので、こういう環境を見ればですね、大洗の駐車場のあり方についても、今日明日あたりの状況を見て、週末どういうふうに対応するか、そういうようなこともこの対策本部の中で考えていきたいというふうに思っています。できれば、Go Toのその観光の振興というようなことで、国が出す補助金で観光誘客をどんどん高めていこうというような取り組みが始まることになっておりますけれども、昨日あたり国会の中においてもですね、これはもう少し先に延ばしたらいいんじゃないか。ある地方のやはり観光地においても、今歓迎するような環境じゃないと。できれば少し時期をずらしてほしいと、こういうようなことも言われておりますから、まあそういうことも踏まえて、我が町もできればですね、感染が広がっていく過程の中においては、できるだけ自粛をしていただくというような立場に立った、ネットをお願いするとかですね、まあそういうようなことをやりながら、あの駐車場もある場合には閉鎖をしてというようなことまで考えていくことも大事だろ

うというふうに思っています。そういう閉鎖をすることによって、また町内に影響が出てくるというようなこともありますから、そういうところも踏まえて、まあ大洗はこういうことで取り組んでおりますよという理解をしていただいて、できるだけ大洗においでいただく方をセーブするというようなことも考えていかなきゃなんないんですけれども、たまたま、しかしコロナ対策の中においては、地域の経済対策ということもですね十分踏まえていかなきゃならんというようなことでありますから、あんまりそこんところ強めて、おいでいただく方々セーブしてしまうというようなことにもならないというようなことで、これはやっぱり自粛で特にその宣言がなされるような事態になれば、緊急事態宣言というようなことでそういう自粛になれば、これはもう当然にしてやらなきゃなんないことなんですけれども、まあそういうところに至ってないという時のあり方として、地域は非常に難しい対応をしなきゃなんんですけれども、とにかく感染者が出てしまうと大きくこれは影響を受けてくというようなことにもなりますので、そういうところ十分理解していただいて、経済対策もですね、ある程度セーブしなきゃなんないとはセーブして、ご理解いただいて展開していきたいというふうに思っております。ですから、今日明日あたりのまた状況を見ながらですね、適切に対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小沼正男君） 9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） まあ私はそういうふうに申し上げましたけれども、経済的にはですね、お客さんにどんどん来ていただきたいのは本音でございます。もう本当に店はね閉めておいて雇用調整助成金でももらってたほうが赤字少なくていいやと、そういうような状況でございます。先ほど勝村議員からもお話しありましたが、そういう経済状況のところ町内非常に多いだろうと、そういうように思います。しかしですね、本当に町長おっしゃったように、お客さんどんどん来て下さい、それでコロナ感染者と、大洗のコロナ発生しちゃいましたなんてことになったら元も子もない。この辺の舵取りをですね、よくやっていただいて、まあ何とかこの苦境を皆さんで乗り切っていこうと、そんな感じでお願いしたいなと、そういうように要望いたします。以上です。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければですね、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第55号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、原案のとおり決しました。

◎常任委員会の閉会中の所管事務の調査

○議長（小沼正男君） 日程第6、常任委員会の閉会中の所管事務調査を議題といたします。

総務常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

◎要望書の提出

○議長（小沼正男君） 審議すべき議案等は以上となりますが、ここで議会から町に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する要望書を提出させていただきます。

それでは、小谷町長、前へお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する要望書

現在、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた首都圏をまたぐ移動は解除され、各地域での経済活動が再活動してきています。しかし、感染経路不明な感染者が減らないことや、特効薬が開発できないこと、まだ不明な点が多い感染症に誰もが不安を感じています。

これまで大洗町においては、小谷町長を先頭に速やかに感染防止対策や町内の各産業への支援策を実施され安全な町民生活の確保をされており、そのご努力に心から敬意と感謝を申し上げます。

現時点では、感染拡大を予防できるよう「新しい生活様式」を取り入れながら、段階的に社会経済のレベルを引き上げていくような状況が長期化することは、避けられないと考えられます。このような中、国や関係機関では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方々に対し、様々な支援策を打ち出しておりますが、制度は複雑で申請手続きは煩雑かつ困難であります。

つきましては、下記事項について要望いたしますので、ご検討くださるようお願いいたします。

1 新型コロナウイルス感染症に関する専門窓口の設置

新型コロナウイルス感染症拡大により、日常生活に影響を受けている町民をはじめ、危機的状況にある中小企業や個人事業者、そして企業からの解雇や雇止め等の失業者の方に対して、町が行う支援策はもとより、国、県、団体などが行う各種支援策について、専門家とともに相談を受けられるような体制を整えることをお願いしたいと思います。

宜しく申し上げます。

〔町長へ要望書を渡す〕

◎町長のあいさつ

○議長（小沼正男君） それでは、閉会に当たり、小谷町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 今日は、コロナウイルスの感染防止に向けた臨時議会を開催いたしましたところ、皆さん方にいろいろとまた適切なお意見等をいただきました。

要は、この感染問題、一時はこれを終息できるような環境になってくのかなというふうに思ったものが、逆にまた広がりをもってきてるといような環境になってきておまして、長期化すること間違いなしといような感じであります。そういうような環境のもとにおきましては、この財政運営もなかなか大変になってくる。言うならば、税の徴収猶予などについても対応していかなきゃならんとかですね、いろいろな問題が生まれてきております。したがって、地域の経済が落ち込んでいくことによって、今後税もこれはなかなか厳しい環境になってくだろうといようなこと。で、やはり国の財政も、ご案内のとおり1次も2次もこれ借金で展開するといようなことでありますので、国も大変財政が窮屈になってくんだらうといふふうに思います。ですから、やはり、まあこの当面の問題としては、適切にいろいろなところに目を向け、心を配って対応していかなきゃならんのはもう、これはもう必要不可欠だといふふうに思っておりますので、そういうところを最大に意を用いながら取り組みながら、長期的な展望に立ってもですね、やはり大洗町がちゃんと健全に歩んでいけるような展開に意を用いていかなきゃならんらうといふふうに思っています。そのことがやっぱり町民の幸せにつながることなんだといようなことを踏まえて、私ども一生懸命これから努力していきたいといふふうに思っております。ですから、9月の議会もありますので、この定例会に向けて、更にですねいろいろ地域の実情っていうものを把握しながら、適切にまた、今日は総務委員会が閉会中のいろいろ取り組みをするといようなことをお決めいただいたところありますから、皆さん方のまた日常の活動の中で、いろいろなところに意を用いて活動いただいている、まあそういう中から吸い上げた意見などもですね、しっかりやはり私ども聞かしていただきながらですね、9月の議会にまた反映できるように取り組んでいくことが大事だろうといふふうに思っております。

いろいろと課題はあると思っておりますので、どうぞ今後ともなお一層皆様方にもご活動いただいて、大洗町が更なる健全に、そして元気よく歩んでいけるような歩みを強めていけるように、宜しくお願いを申し上げる次第であります。

臨時議会に当たりまして、いろいろご理解をいただき、提案をしたことについてお認めいただきましたことに感謝申し上げます、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

- 議長（小沼正男君） 本日の日程は全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和2年第2回大洗町議会臨時会を閉会といたします。
各位大変ご苦労様でした。

閉会 午前11時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 小 沼 正 男

署 名 議 員 坂 本 純 治

署 名 議 員 菊 地 昇 悦